審　査　基　準

令和７年３月２４日作成

法令名：道路交通法
根拠条項：第１０４条の４第３項
処分の概要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：千葉県公安委員会
法令の定め：道路交通法第１０４条の４第１項及び第２項（申請による取消し）第１０６条の３第２項（免許証の返納等）第１０６条の４第２項（免許情報記録の抹消等） 道路交通法施行令第３９条の２の３（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第３９条の２の４（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第３０条の７（取消しの申請等）
審査基準：判断基準は「法令の定め」に尽くされている
標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は　１日 警察署窓口受理は　１４日
申請先：交通部運転免許本部運転免許課 警察署の交通課窓口
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 電話０４３－２７４－２０００
備考：